

# 市主催行事の実施について

5月26日

佐伯市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 基本的な考え方

- (1) 大規模な市主催行事は、引き続き「中止または延期」とする。
- (2) 中小規模の市主催行事も「感染防止策ができないもの」や「参加者の属性等が確認できないもの」は、「中止または延期」とする。
- (3) 「大規模」の基準は、国、県の指針を参考に「屋内は100人を超えるもの」、「屋外は200人を超えるもの」とする。
- (4) スポーツ大会等について、参加者、関係者が「一度に(3)の基準を超えて集まる」規模の大会等は実施しない。

## 2 開催規模の目安

- (1) 屋 内：「100人以下」かつ「収容定員の半分以下」の参加人数
- (2) 屋 外：「200人以下」かつ「人と人との距離を十分確保(できれば2m)」

## 3 感染防止策の徹底

- (1) 適切な感染防止策(入退場時の制限や誘導、待機場所等における密集の回避等)を実施する。
- (2) 上記の人数に満たないものであっても、その形態や場所によってはリスクが異なることに十分留意する。  
(例) 特に密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援等が想定されるイベント等に関しては、上記目安に関わらず慎重に開催を検討する。
- (3) 参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく。

## 4 その他

以下のとおり関係各機関がガイドラインを策定し公表しているので参考にしてください。

- 公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
- 公益社団法人全国公民館連合会
- 全国興行生活衛生同業組合連合会      など